

## 「一般当座勘定規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、2025年10月8日付ニュースリリース「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みならびに手数料の改定について」によりお知らせいたしましたとおり、2026年3月31日（火）をもって、手形・小切手帳の発行受付を終了させていただきました。

これに伴い、「一般当座勘定規定」の一部を下記のとおり改正させていただきますので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 改定日

2026年4月28日（火）

## 2. 改正内容

一般当座勘定規定：新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| 第10条（手形、小切手用紙）<br>①～④（略）<br><u>⑤払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>交付します。</u></u><br>⑥～⑦（略） | 第10条（手形、小切手用紙）<br>①～④（略）<br><u>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費で交付します。</u></u><br>⑥～⑦（略） |

以上